

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書に対する 意見書の提出について

- 1 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見は、日本語により環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を含めて記載してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、配慮書の名称（様式には記載しています）、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見書」の意見書様式を使用して提出してください。
- 5 意見書様式は、公表場所に備え付けの配布用紙、又は、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期限は、平成27年9月15日までです。持参、FAXによる提出は、9月15日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、9月15日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム 宛

電話 092-418-3374 FAX 092-418-3060

- 8 配慮書及び要約書は、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://www.ocab.mlit.go.jp/>

意見書様式

平成 年 月 日

国土交通省大阪航空局長 蒲生 猛 殿
国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之 殿

提出者 住所

氏名

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの意見書

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べます。

意見内容
意見の理由

1. 法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと
2. 意見及びその理由については日本語で記入のこと
3. 意見書の提出は持参、FAXの場合は平成27年9月15日16時30分まで、郵送の場合は平成27年9月15日の消印まで有効

【提出先】（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛
電話：06-6949-6469 FAX：06-6949-6218
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム 宛
電話：092-418-3374 FAX：092-418-3060